

緊急特集

新型コロナウイルスの感染拡大での経営支援



おもな内容

- ・資金繰り支援施策のまとめ：融資制度と保証制度
- ・「ものづくり補助金」、「IT 導入補助金」
- ・「雇用調整助成金」

北陸鉄工協同組合

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目3番地
(石川県鉄工会館内)

TEL 076-267-1955 / FAX 076-267-0720

Mail hot@m2.spacelan.ne.jp

資金繰り支援

米中の貿易摩擦などの影響で受注が大幅に落ち込む中、新型コロナウイルスの感染拡大によって部品の供給が遅延するなど、さらに経営を圧迫する状況が拡大しています。

このような状況に対し、まずは緊急の資金繰り対策として、融資制度と信用保証制度の両面からの支援が講じられています。

NEW と記載のあるものは、3月10日公表の緊急対応策第2弾で追加された事業です。

信用保証

SN保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

NEW 危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。
※保証対象業種に限る。

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

※保証枠とは、別枠上の保証額を指すことです。

4号：100%保証 (全都道府県)
5号：80%保証 (指定業種)
別枠 (2.8億円) は共有

危機関連保証：100%保証 (全国・全業種)

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9引下げ

金利引下げなし

NEW 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主(事業債のあるフリーランスを含む、小規模に限る)については、柔軟に対応



NEW 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主(小規模)：要件なし

小規模(法人)：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

(再) 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主(事業債のあるフリーランスを含む、小規模に限る)については、柔軟に対応

また、小規模事業者※であれば、

NEW マル経融資

を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。

※蓄工会・蓄工会連帯に経営相談を受けられることが条件

SN貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし



ポイント

『セーフティネット（SN）保証』とは？

経営の安定に支障が生じている中小事業者を、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。北陸鉄工協同組合の組合員企業は、下記の 2 つの保証制度のいずれについても対象となります。（対象地域・業種が適合するため）

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

【問い合わせ先】 石川県信用保証協会（金沢市尾山町 9-25） TEL:076-222-1511

ポイント

『セーフティネット（SN）貸付』とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況の悪化をきたしているが、中期的にはその業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度です。つまり、今は貿易摩擦や新型コロナウイルスの感染拡大などの影響で一時的に売上が落ち込んではいるが、3～5年という中期的には業績が回復し（もちろん経営改善などの経営努力の結果ですが）、経営が安定することが見込まれる企業ということです。

また 2 月 14 日以降は要件が緩和され、「売上高が 5 %以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象になりました。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【問い合わせ先】 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

ポイント

『新型コロナウイルス対策マル経』とは？

もともと『マル経融資』とは、「小規模事業者経営改善資金融資」の通称で商工会議所や商工会、あるいは県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者（製造業の場合は従業員20人以下）に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

さらに今回は、新型コロナウイルス感染症の影響によって売り上げが減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠で1,000万円の範囲内で、当初3年間は通常の貸付金利から▲0.9%引き下げ、加えて据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響で中国からの部品供給が滞り、納期遅れが生じて資金繰りが悪化しているなどの状況にも対応できるものとなっています。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

【問い合わせ先】 日本政策金融公庫金沢支店（国民生活事業） TEL:076-263-7191



ものづくり補助金

例年補正予算で実施されている「ものづくり補助金」の公募が3月10日(火)から始まりました。この補助金は正式には「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」と言われるもので、製造業においては作業進捗を「見える化」する生産管理システムを導入するなど、新たな生産方式の導入・設備投資を行う場合に、『一般型』で中小企業は上限1,000万(補助率1/2)、小規模事業者は(補助率2/3)までを支援する補助金です。

今回から大きく変わった点はいくつもありますが、おもなものとして以下の3点があげられます。

1. 募集は3か月おきに通年で実施

まずは通年で募集になったことがあげられます。今回の公募予定は以下の通りです。

第一次募集締め切り：令和2年3月31日 17時
第二次募集締め切り：令和2年5月予定
第三次募集締め切り：令和2年8月予定
第四次募集締め切り：令和2年11月予定
第五次募集締め切り：令和3年2月予定

2. 賃上げ要件が追加

- ・年率平均1.5%の賃上げ(例えば3年計画の場合は4.5%)
- ・付加価値額(営業利益+減価償却費+人件費)が年率平均3%アップ
- ・事業場内最低賃金30円超え

上記を実現できていない場合は、補助金の一部を返納することとなっています。ただしコロナウイルスや災害などにより、理由があり実現できない場合は免除される場合もあります。

3. コロナウイルスの影響を加点要件に追加

新型コロナウイルスの影響を受けており、原材料の供給などの障害などに対応するための設備投資等を行う事業者は、加点措置や申請要件緩和等によって優先的に支援されます。

※ 詳細につきましては、同封した「ものづくり補助金」公募要領【概要版】をご参照ください。

IT導入補助金

IT 導入補助金は、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合った IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップを支援するものです。

IT 導入補助金は、日々業務が発生する経理等のルーティン業務を効率化させる IT ツールや、顧客等の情報を一元管理するようなクラウドシステム等の導入に活用できる補助金です。製造業においては在庫や工数、過去案件といった生産情報を一元的に管理し、見積作業のスピードと精度を上げるシステムの導入なども対象になります。

今回は新型コロナウイルス感染症拡大への支援策として、当初の予定より前倒しして募集が開始されました。また新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務制度（テレワーク）の導入に取り組むと加点となります。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者 等

補助額：30～450万円

補助率：1/2

想定される活用例

- ・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する

※加点には、在宅勤務制度（テレワークツール）の導入に取り組むことが必要

今後のスケジュール

公募開始：令和2年3月13日（金）15時～

電子申請受付：令和2年3月13日（金）15時～

公募締切：令和2年3月31日（火）17時（臨時分:1次締切）

※令和2年度内に、令和2年6月、9月、12月に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）



3月末の第1次締切（臨時分）のほかに、令和2年度内では6月、9月、12月の3回の締切があります。

【問い合わせ先】 一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 ホームページ

<https://www.it-hojo.jp/>

雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって従業員の雇用を維持した場合に、休業手当や賃金などの一部を助成するものです。

助成内容

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

今回は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえて、**部品の調達や供給等の停滞といった影響を受ける製造業**にも、幅広く下記の特例措置がとられます。

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ②生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

特例措置の追加

新型コロナウイルスの感染拡大がさらに懸念され、経済活動にも大きな影響が生じています。そのため、上記の特例措置に加えて、下記の内容も追加されました。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします（支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません）。

【問い合わせ先】石川県労働局職業対策課 TEL: 076-265-4428(直)

その他相談窓口

中国での生産拠点がある場合などに参考になります。

ジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介中。

①操業再開に向けた中国の省市別支援策

省市別にご活用いただける支援策を紹介しています。

例えば、広東省政府は、企業の業務再開に向けた対応・支援策、雇用コスト・経営負担の低減策、政府支援の拡大等を打ち出しています。

②ビジネス短信の発信

ビジネス短信では、世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向などを発信。世界各地の新型コロナウイルス感染症関連情報をご確認いただけます。

③新型コロナウイルス関連相談窓口

ジェトロでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する相談窓口を設置しています。

メールリスト、および組合ホームページのご案内

北陸鉄工協同組合では、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大による経営状況の悪化に対する各種支援策の情報についても、メールリストで配信しています。まだご登録がお済でない場合は、この機会に事務局にご連絡のうえ、ぜひご登録ください。

またそれ以外にも、組合員の皆様に関するホットな情報をホームページに随時掲載しています。こちらもどうぞよろしくお願いたします。

北陸鉄工協同組合

検索

～編集後記～

新型コロナウイルス感染症の拡大は経済活動にも大きな影響を及ぼしており、政府が発表する企業への支援施策も、その内容は日々刻々と変化しています。

ただその内容は多岐にわたっているため、自社に該当する支援策はどれなのかわかりにくい、という声もあります。そのため今回は、それらの施策の中でも、とくに当組合の組合員企業が対象となるものを選んで解説を加えました。

本当に大変な時期ですが、今後とも皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局は鉄工会館2階です
気軽にお立ち寄りください

